



山形県公報

平成19年9月28日(金)

号 外(52)

目 次

公 告

山形県人事行政の運営等の状況の公表..... (人 事 課) ... 1

公 告

山形県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成17年7月県条例第69号。以下「条例」という。)第4条の規定に基づき、平成18年度における人事行政の運営の状況の概要及び人事委員会の業務の状況を次のとおり公表する。

平成19年9月28日

山形県知事 齋 藤 弘

1 条例第2条に基づく任命権者の報告の概要

(1) 職員の任免及び職員数の状況

県では、平成10年度から「山形県行財政改革大綱」に基づき、また平成17年度からは「やまがた集中改革プラン」に基づき、定員管理の適正化を進めています。

イ 職員数の状況

各年4月1日現在(人)

(人)

区 分	平成17年度	平成18年度	増 減	(参考) 平成10年度	18年度 - 10年度
知事部局	7,476	7,384	92	7,898	514
一般会計	4,839	4,753	86	5,229	476
企業特別会計	173	170	3	186	16
病院事業特別会計	2,464	2,461	3	2,483	22
議会事務局	32	31	1	33	2
選挙管理委員会事務局	4	4	0	4	0
監査委員事務局	16	16	0	16	0
人事委員会事務局	16	16	0	16	0
海区漁業調整委員会事務局	1	1	0	2	1
警察本部	2,307	2,323	16	2,247	76
警察官	1,947	1,967	20	1,867	100
その他	360	356	4	380	24
教育委員会	11,886	11,652	234	12,482	830
教育庁	297	291	6	338	47
小・中学校	7,944	7,771	173	8,331	560
盲・聾学校	227	222	5	229	7
養護学校	632	645	13	557	88
高等学校	2,786	2,723	63	3,027	304
合 計	21,738	21,427	311	22,698	1,271

(注) 企業管理者、病院事業管理者を除きます。

ロ 採用者数の状況 (人)

区 分	平成17年度	平成18年度	増 減
知事部局	193	191	2
一般会計	97	79	18
企業特別会計	2	2	0
病院事業特別会計	94	110	16
議会事務局	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0
海区漁業調整委員会事務局	0	0	0
警察本部	85	84	1
警察官	75	75	0
その他	10	9	1
教育委員会	148	134	14
教育庁	4	7	3
小・中学校	77	63	14
盲・聾学校	4	3	1
養護学校	7	14	7
高等学校	56	47	9
合 計	426	409	17

(注) 再任用職員を除きます。

ハ 退職者数の状況 (人)

区 分	平成17年度	平成18年度	増 減
知事部局	271	294	23
一般会計	155	147	8
企業特別会計	3	4	1
病院事業特別会計	113	143	30
議会事務局	1	2	1
選挙管理委員会事務局	0	0	0
監査委員事務局	1	0	1
人事委員会事務局	2	1	1
海区漁業調整委員会事務局	0	0	0
警察本部	59	99	40
警察官	48	85	37
その他	11	14	3
教育委員会	249	266	17
教育庁	7	8	1
小・中学校	147	136	11
盲・聾学校	8	9	1
養護学校	10	24	14
高等学校	77	89	12
合 計	583	662	79

二 再任用者数の状況 (人)

区 分	平成17年度		平成18年度	
	フルタイム	短時間	フルタイム	短時間
知事部局	34	1	33	0
一般会計	32	1	29	0
企業特別会計	0	0	0	0
病院事業特別会計	2	0	4	0
議会事務局	0	0	0	0
選挙管理委員会事務局	0	0	0	0
監査委員事務局	0	0	0	0
人事委員会事務局	0	0	0	0
海区漁業調整委員会事務局	1	0	1	0
警察本部	0	0	0	0
警察官	0	0	0	0
その他	0	0	0	0
教育委員会	42	11	39	2
教育庁	0	0	1	0
小・中学校	5	0	2	0
盲・聾学校	4	0	3	0
養護学校	0	0	2	0
高等学校	33	11	31	2
合 計	77	12	73	2

(2) 職員の給与の状況

イ 人件費の決算額の状況（平成18年度）

(イ) 普通会計決算

歳出額（A）	実質収支	人件費（B）	人件費率 （B/A）	前年度の 人件費率
千円	千円	千円	%	%
562,644,950	3,402,779	173,406,416	30.8	29.8

(ロ) 企業特別会計（注2）決算

歳出額	うち人件費
千円	千円
7,307,402	1,511,788

(ハ) 病院事業特別会計決算

歳出額	うち人件費
千円	千円
40,703,803	24,831,107

(注) 1 人件費には、特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

2 企業特別会計とは、企業局が所管する電気事業、工業用水道事業、水道事業、資産運用事業及び駐車場事業の各特別会計を合わせたものをいいます。

□ 職員給与費の状況(平成19年度当初予算)

(イ) 普通会計予算

職員数	給 与 費				職員1人当たりの 給 与 費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
人 18,363(2)	千円 81,823,579	千円 14,026,777	千円 31,731,344	千円 127,581,700	千円 6,948

(ロ) 企業特別会計予算

職員数	給 与 費				職員1人当たりの 給 与 費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
人 166	千円 681,184	千円 182,711	千円 268,207	千円 1,132,102	千円 6,820

(ハ) 病院事業特別会計予算

職員数	給 与 費				職員1人当たりの 給 与 費
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
人 2,430	千円 10,387,367	千円 3,975,811	千円 3,957,825	千円 18,321,003	千円 7,540

- (注) 1 職員手当には、退職手当は含みません。
 2 給与費は、当初予算に計上された額です。
 3 ()内は、再任用短時間勤務職員であり、外書きです。

八 職員の平均給料・平均給与の月額及び平均年齢(平成18年4月1日現在)

区 分	給料月額	年 齢
	給与月額	
一 般 行 政 職	363,900 円	42歳11月
	427,200 円	
警 察 職	376,200 円	43歳6月
	504,100 円	
高 等 学 校 教 育 職	396,400 円	43歳0月
	446,400 円	
小 中 学 校 教 育 職	402,700 円	43歳8月
	447,800 円	
技 能 労 務 職	332,000 円	42歳4月
	368,500 円	

(注) 給与月額とは、給料月額に職員手当の月額を加えたものです。

二 職員の経験年数別・学歴別平均給料の月額(平成18年4月1日現在)

区 分		経験年数	経験年数	経験年数
		10年	15年	20年
一 般 行 政 職	大 卒	282,700 円	354,900 円	396,600 円
	高 卒	229,300 円	285,500 円	351,700 円
警 察 職	大 卒	298,200 円	347,800 円	402,300 円
	高 卒	255,300 円	301,400 円	349,600 円
高 等 学 校 教 育 職	大 卒	325,100 円	378,300 円	410,300 円
	高 卒	237,800 円	294,600 円	331,800 円
小 中 学 校 教 育 職	大 卒	316,500 円	381,500 円	407,600 円

技能 労務職	高卒	222,000円	274,400円	322,400円
-----------	----	----------	----------	----------

（注）経験年数とは、卒業後直ちに採用されて引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいいます。

ホ 一般行政職の級別職員数（平成18年4月1日現在）

区分(注1)	標準的な職務内容(注2)	職員数	構成比	1年前の構成比	5年前の構成比
1 級	主事・技師	386人	8.7%	7.9%	10.9%
2 級	主事・技師	321人	7.2%	9.1%	12.5%
3 級	係長	855人	19.1%	18.6%	16.7%
4 級	業務名を冠する主査	716人	16.0%	16.2%	17.1%
5 級	課長補佐	1,172人	26.2%	25.3%	23.7%
6 級	課長	768人	17.2%	16.9%	12.2%
7 級	主管課長等	178人	4.0%	4.4%	5.2%
8 級	部次長	59人	1.3%	1.3%	1.4%
9 級	部長	15人	0.3%	0.3%	0.3%
計		4,470人	100.0%	100.0%	100.0%

（注）1 級区分は、山形県の給与条例によるものです。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

ヘ 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		県 職 員	国家公務員
一 般 行 政 職	大 卒	170,200円	種 179,200円
	高 卒	138,400円	種 170,200円
警 察 職	大 卒	195,000円	-
	高 卒	156,200円	156,200円
高 等 学 校 教 育 職	大 卒	190,500円	-
	高 卒	147,000円	-
小 中 学 校 教 育 職	大 卒	190,500円	-
	高 卒	147,000円	-

ト 昇給の状況

(イ) 普通会計

区 分		合 計	一般行政職	警察職	高等学校 教育職	小中学校 教育職	技能労務職
平成18年度	職員数（A）	17,005人	4,661人	1,963人	2,750人	6,947人	684人
	昇給した職員数（B）	14,744人	3,955人	1,569人	2,355人	6,309人	556人
	比率（B / A）	86.7%	84.9%	79.9%	85.6%	90.8%	81.3%

(ロ) 企業特別会計

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職
平成18年度	職員数（A）	170人	158人	12人
	昇給した職員数（B）	149人	137人	12人
	比率（B / A）	87.6%	86.7%	100.0%

(ハ) 病院事業特別会計

区 分		合 計	一般行政職	医療職(1) (注1)	医療職(2) (注2)	医療職(3) (注3)	技能労務職
平成18年度	職員数(A)	2,452人	151人	258人	275人	1,618人	150人
	昇給した職員数(B)	2,216人	135人	241人	251人	1,457人	132人
	比率(B/A)	90.4%	89.4%	93.4%	91.3%	90.0%	88.0%

- (注) 1 医療職(1)とは、医師及び歯科医師をいいます。
 2 医療職(2)とは、薬剤師や診療放射線技師などの医療技術者をいいます。
 3 医療職(3)とは、助産師や看護師などをいいます。

チ 時間外勤務手当の状況

(イ) 普通会計決算

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成18年度	3,188,518千円	178千円

(ロ) 企業特別会計決算

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成18年度	48,982千円	312千円

(ハ) 病院事業会計決算

区 分	支給総額	職員1人当たり支給年額
平成18年度	1,566,949千円	637千円

リ 期末・勤勉手当の支給割合(平成18年度)

(イ) 知事部局等

区 分	6月期	12月期	計
期末手当	1.40月分	1.50月分	2.90月分
	(0.75月分)	(0.80月分)	(1.55月分)
勤勉手当	0.70月分	0.70月分	1.40月分
	(0.35月分)	(0.35月分)	(0.70月分)
計	2.10月分	2.20月分	4.30月分
	(1.10月分)	(1.15月分)	(2.25月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置			有

(ロ) 企業局

区 分	6月期	12月期	計
期末手当	1.40月分	1.50月分	2.90月分
	(0.75月分)	(0.80月分)	(1.55月分)
勤勉手当	0.70月分	0.70月分	1.40月分
	(0.35月分)	(0.35月分)	(0.70月分)
計	2.10月分	2.20月分	4.30月分
	(1.10月分)	(1.15月分)	(2.25月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置			有

(ハ) 病院事業局

区 分	6月期	12月期	計
期末手当	1.40月分	1.50月分	2.90月分
	(0.75月分)	(0.80月分)	(1.55月分)
勤勉手当	0.70月分	0.70月分	1.40月分
	(0.35月分)	(0.35月分)	(0.70月分)
計	2.10月分	2.20月分	4.30月分
	(1.10月分)	(1.15月分)	(2.25月分)
職制上の段階、職務の級等による加算措置			有

(注) ()内は、再任用職員の支給割合です。

又 地域手当の状況(平成18年4月1日現在)

支給対象地域等	支給対象職員数	支給率	国の支給率
東京都特別区	19人	13%	13%
東京都府中市	1人	11%	11%
大 阪 市	5人	11%	11%
名 古 屋 市	3人	11%	11%
仙 台 市	4人	4%	4%
岐 阜 市	1人	1%	1%
医 師	265人	11%	11%
支給対象職員1人当たりの平均支給年額	平成18年度普通会計決算 平成18年度病院事業会計決算		577,113円 665,269円

(注) 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ル 扶養手当、住居手当、通勤手当の状況(平成18年4月1日現在)

区 分	県 職 員	国 家 公 務 員
扶養手当	配偶者13,000円、一般の扶養親族のうち2人まで6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合、うち1人のみ6,500円、職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円)、その他1人につき5,000円	配偶者13,000円、一般の扶養親族のうち2人まで6,000円(職員に扶養親族でない配偶者がある場合、うち1人のみ6,500円、職員に配偶者がいない場合、うち1人のみ11,000円)、その他1人につき5,000円
	扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算	扶養親族たる子のうち満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子につき5,000円加算
住居手当	借家 限度額 27,000円 持家 3,000円	借家 限度額 27,000円 持家 2,500円(新築・購入から5年間に限定)
	単身赴任手当受給職員で配偶者が借家又は持家に居住する場合 上記の額の2分の1	単身赴任手当受給職員で配偶者が借家に居住する場合 上記の額の2分の1
通勤手当	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 53,000円	交通機関利用 限度額 55,000円 交通用具使用 限度額 24,500円

(注) 企業局及び病院事業局においても、知事部局等と同様の制度となっています。

ヲ 特殊勤務手当の状況(平成18年4月1日現在)

(イ) 普通会計の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合		35.3 %
支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		107,338 円
手当の種類(手当数)		37
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	1 警察職員の特殊勤務手当 2 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当 3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当 4 県税事務に従事する職員の特殊勤務手当 5 職業訓練業務に従事する職員の特殊勤務手当
	支給職員数の多い手当	1 警察職員の特殊勤務手当 2 特殊業務に従事する教育職員の特殊勤務手当 3 教育業務に関する連絡指導に従事する教育職員の特殊勤務手当 4 多学年学級を担当する教育職員の特殊勤務手当 5 県税事務に従事する職員の特殊勤務手当

(ロ) 企業特別会計の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合		72.4 %
支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		135,101 円
手当の種類(手当数)		3
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	特殊業務手当
	支給職員数の多い手当	特殊業務手当

(ハ) 病院事業会計の状況

職員全体に占める手当支給職員の割合		68.6 %
支給対象職員1人当たり平均支給年額(平成18年度決算)		213,175 円
手当の種類(手当数)		6
代表的な手当の名称	支給額の多い手当	夜間看護業務手当
	支給職員数の多い手当	夜間看護業務手当

(注) 普通会計における代表的な手当の名称は、各々の区分ごとに上位5つを記載したものです。

ワ 退職手当の状況(平成18年4月1日現在)

区 分	県 職 員		国家公務員		
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年	
支給率	勤続20年	23.5 月分	30.55月分	23.5 月分	30.55月分
	勤続25年	33.5 月分	41.34月分	33.5 月分	41.34月分
	勤続35年	47.5 月分	59.28月分	47.5 月分	59.28月分
	最高限度額(注1)	59.28月分	59.28月分	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)		
1人当たり平均支給額(注2)	(一般職員) 25,221千円	(全 体) 24,369千円			

(注) 1 国の職員と同様の制度となっています。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額です。
なお、一般職員とは、全職種に係る職員から警察職及び教育職を除いた職員です。

カ 職員の給与の水準

行政職給料表適用者にかかるラスパイレース指数の推移

平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
102.7	102.5	100.6	100.5	100.6

（注）ラスパイレース指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数をいいます。

ヨ 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	給料月額等		
	減 額 前	減 額 後	
給 料	知事	1,212,000円	969,600円
	副知事	933,000円	835,100円
	出納長	783,000円	732,200円
	企業管理者	699,000円	676,300円
	病院事業管理者	699,000円	676,300円
	代表監査委員	606,000円	586,400円
報 酬	議長	867,000円	-
	副議長	774,000円	-
	議員	746,000円	-

区 分	年間支給割合	
期 末 手 当	知事	6 月期 1.60月分 12月期 1.70月分 計 3.30月分
	副知事	
	出納長	
	企業管理者	
	病院事業管理者	
	代表監査委員	
議 長	議長	6 月期 1.60月分
	副議長	12月期 1.70月分
	議員	計 3.30月分

（参考）特例条例による給与等削減の取組状況

県では「特例条例（知事等及び職員の給与の特例に関する条例）」に基づき、特別職及び一般職の給与等の削減措置を講じています。

この条例による削減は平成14年4月から実施しており、平成17年4月からは削減率を引き上げ、知事等及び一般職については平成20年3月31日まで実施することとしています（議員については、平成18年4月から削減を廃止）。また、特別職については、一般職の給与改定の状況等にかんがみ、平成18年4月からは給料月額等を6.7%引下げております。なお、具体的な給与等の削減率と削減後の額は次のとおりです。

給与等の削減率と削減後の額（平成18年4月1日現在）

区 分		削 減 率			削減後の額	
		平成14年 4月から	平成17年 4月から	平成18年 4月から	平成17年 4月から	平成18年 4月から
議 員 の 報 酬	議 長	5 %	同 左	削減なし	883,500円	(867,000円)
	副議長	5 %	同 左	削減なし	788,500円	(774,000円)
	議 員	5 %	同 左	削減なし	760,000円	(746,000円)
知 事 等 の 給 料	知 事	15 %	20 %	同 左	1,040,000円	969,600円
	副知事	8 %	10.5 %	同 左	895,000円	835,100円
	出納長	5 %	6.5 %	同 左	785,400円	732,200円
	企業管理者	2.5%	3.25%	同 左	725,700円	676,300円

	病院事業管理者	2.5%	3.25%	同 左	812,700円	676,300円
	代表監査委員	2.5%	3.25%	同 左	628,900円	586,400円
教育長の給料		2.5%	3.25%	同 左	725,700円	676,300円
一般職の給与	管理職手当	10 %	13 %	同 左		

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

イ 職員の休日

(イ) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(ロ) 1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日までの日(イの日を除く)

ロ 職員の勤務時間

1週間あたりの勤務時間 40時間

1日の勤務時間(交代制勤務以外の職員の場合) 午前8時30分から午後5時15分まで

ハ 職員の休暇制度

区 分		要 件 及 び 日 数
年次有給休暇		一の年につき20日(20日を上限に残日数を翌年に繰越し可)
結核要療養休暇		健康診断の結果、結核の判定を受け、療養を要する場合：1年以内
忌引休暇		配偶者、子、父母等の親族関係に応じて定める10日以内の期間 例) 配偶者・・・10日、子・・・5日、父母・・・7日
産前産後休暇		産前休暇：出産予定日から8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内の期間 産後休暇：出産の日の翌日から8週間以内の期間
生理休暇		生理日の就業が著しく困難な女子職員：3日以内
特別休暇	災害等	風水震災火災その他の非常災害による交通遮断の場合：その事由の発生している期間
		風水震災火災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊の場合：必要と認められる期間
		交通機関の事故等の不可抗力の原因による場合：その事由の発生している期間
		異常な自然現象による職員の身体への危害を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：必要と認められる期間
	負傷・疾病等	負傷又は疾病の場合：90日以内の期間
		高血圧症、動脈硬化性心臓病、悪性新生物による疾病及びその他の慢性疾患並びに精神及び神経に係る疾病の場合：180日以内の期間
		負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、なお健康上普通勤務が困難な場合：60日間の期間内において、1日の勤務時間のうちの一部の時間
		負傷又は病気により休職を命ぜられた者が復職後、又は、結核要療養休暇及び特別休暇を与えられた者が休暇後、医師が定期的に通院検診を要すると認める場合：1年以内の期間において1月につき1日
		感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく健康診断、就業制限又は交通の制限若しくは遮断のため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合：その事由の発生している期間
	妊娠・出産等	妊娠中又は出産後1年以内の職員が、母子保健法に基づく保健指導又は健康診査を受ける場合：妊娠週に応じて4週間・2週間・1週間に1回、産後1年までは1回、それぞれ4時間以内
		妊娠中の職員の通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合：1日につき1時間以内
		妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合で、当該職員が適宜休息し、又は補食することが必要なとき：必要と認められる期間

		妻が出産する場合：出産予定日の1週間前の日から出産の日後2週間を経過する日までの期間内において3日以内
	育児等	妻の出産予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあっては14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められる場合：当該期間内において5日以内
		職員が生後1年6月に達しない子を育てる場合：1日2回、1日を通じて90分以内で必要と認められる期間
		職員の保護する乳幼児が母子保健法に基づく健康診査又は予防接種法や結核予防法に基づく予防接種を受ける場合で、当該職員の介助を必要とするとき：必要と認められる期間
	看護	配偶者及び一親等の親族（小学校就学の始期に達するまでの子を除く。）並びに職員と住居を一にする親族を看護する場合、小学校就学の始期に達するまでの子を看護する場合：及びの区分ごとに1暦年5日以内
	冠婚葬祭	婚姻した場合：7日以内
		父母、配偶者及び子の祭日の場合：1日
	その他	証人、鑑定人、参考人等として裁判所その他の官公署等へ出頭する場合：出頭の日
		職員が骨髄移植のため、登録の申出、骨髄移植のための骨髄液の提供等をする場合で、それに伴う検査等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるとき：必要と認められる期間
		職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動（相当規模の災害による被災者を支援する活動、社会福祉施設等における活動、常態として日常生活を営むのに支障がある者を支援する活動）を行う場合：1暦年5日以内
職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合：7月から9月までの期間内において原則として連続する6日以内の期間		
職員としての勤続期間等を考慮して人事委員会が定める職員が心身の活力の維持及び増進を図るため勤務しないことが相当であると認められる場合：原則として連続する5日以内の期間		
介護休暇	配偶者、父母、子等で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障のあるものの介護をするため、勤務をしないことが相当であると認められる場合：連続する6月以内の期間	

(4) 職員の分限及び懲戒処分状況

イ 分限処分状況（平成18年度）

(人)

処分内容の別	免職	休職	降任	降給	計
任命権者					
知事部局		20			20
企業局					
病院事業局		13			13
議会事務局					
選挙管理委員会事務局					
監査委員事務局					
人事委員会事務局					
海区漁業調整委員会事務局					
警察本部		5			5
教育委員会		76			76
計		114			114

口 懲戒処分の状況（平成18年度）

（人）

処分内容の別	免職	停職	減給	戒告	計
任命権者					
知事部局		2	4	13	19
企業局				2	2
病院事業局		3	2	6	11
議会事務局					
選挙管理委員会事務局					
監査委員事務局					
人事委員会事務局					
海区漁業調整委員会事務局					
警察本部	2		1		3
教育委員会	4	6	4	23	37
計	6	11	11	44	72

(5) 職員のサービスの状況

イ 職務専念義務の免除

職員には、地方公務員法により、職務に専念する義務が課されている。

地方公務員法

第35条 職員は、法律その他条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

「法律その他条例に特別の定がある場合」として、職務専念義務が免除される場合には、次のような場合がある。

研修を受ける場合

職員が選挙権その他の公民としての権利を行使する場合

他の自治体や学校から委嘱を受け、講演又は講義を行う場合

国や他の自治体が主催する職務上の教養を目的とする講習会、講演会に参加する場合

職員が任命権者から不利益処分を受けた場合において、人事委員会に対し行政不服審査法に基づき不服申立て等をする場合

ロ 営利企業従事の許可

職員は、地方公務員法により、営利企業の役員等の就任及び報酬を得て事業に従事することについては許可を要し、原則として禁止されている。

地方公務員法

第38条 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他人事委員会規則（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の規則）で定める地位を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。

(イ) 許可の基準

次の全てを満たす場合は、職員の営利企業従事を許可することができる。

- a 職務の遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- b 職員が勤務する機関又は職員が占めている職と、兼ねようとする地位又は従事しようとする事業若しくは事務との間に特別な利害関係や利害関係が発生するおそれがないこと。
- c 当該営利企業への従事が地方公務員法の精神に反しないと認められること。

(ロ) 現状

営利企業従事が許可される場合の代表的な例として以下のものがある。

部局長等が、第三セクターの非常勤取締役に無報酬で就任する場合

県立病院の医師が赤十字血液センターが行う献血の検診医の業務に従事する場合

職業訓練校の教官が各種技能検定試験の検定員の業務に従事する場合

八 休業制度

(イ) 育児休業制度

地方公務員の育児休業等に関する法律及び山形県職員等の育児休業等に関する条例に基づき、職員は育児のため休業することができる。

a 育児休業

(a) 職員は、子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を得て、子の養育に専念するため休業することができる。

(b) 育児休業をしている期間については、給与を支給しない。

b 部分休業

(a) 職員は、子が3歳に達するまでの期間、任命権者の承認を得て、子の養育を行うため一日の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて2時間を超えない範囲内で勤務しないことができる。

(b) 職員が部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

(ロ) 修学部分休業制度

地方公務員法第26条の2及び山形県職員等の修学部分休業に関する条例に基づき、職員は大学その他の教育施設で修学するため休業することができる。

a 職員は、任命権者の承認を受けて、1週間を通じて20時間を超えない範囲内で、修学のため必要とされる時間について休業することができる。

b 修学部分休業制度を利用して修学できる教育施設は、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校等とされている。

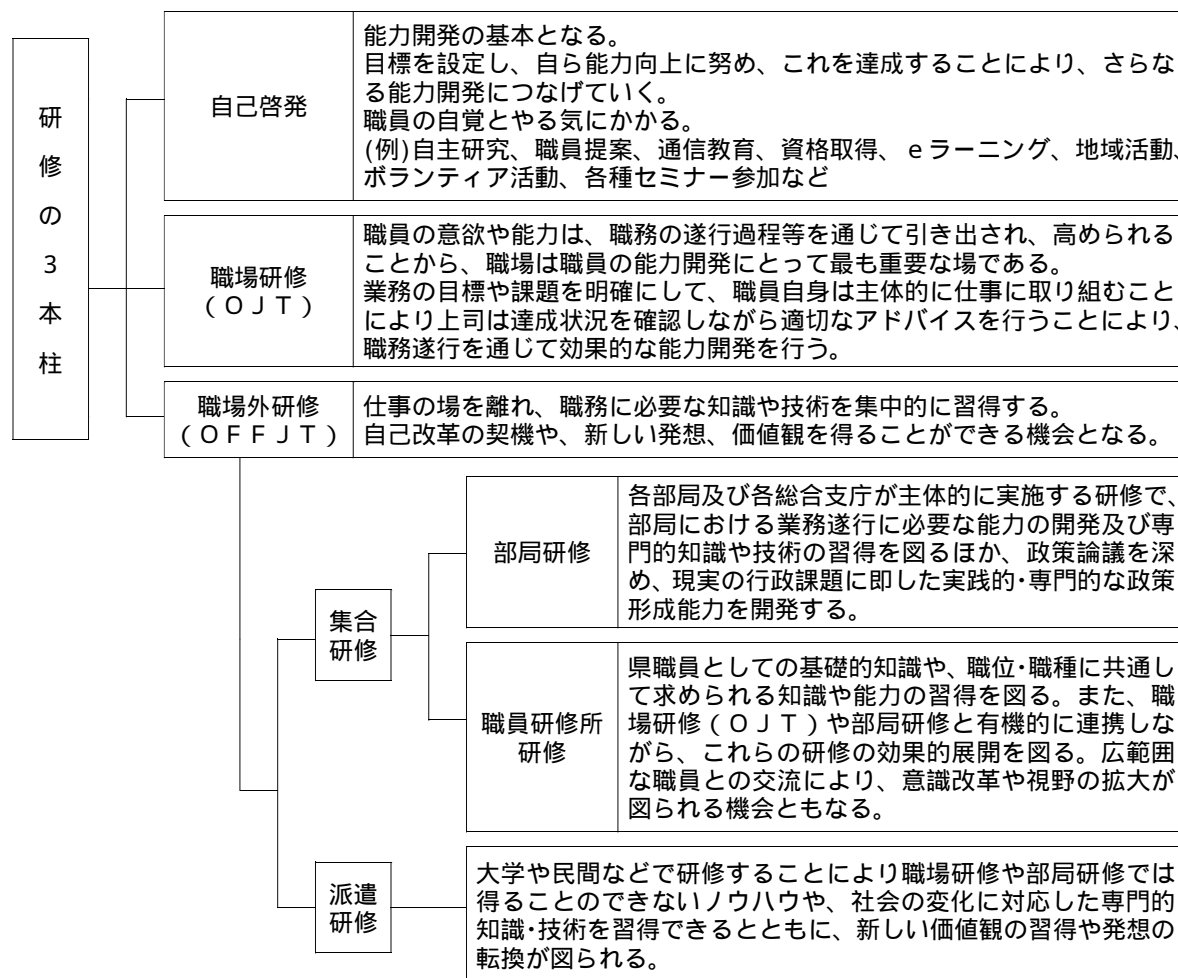
c 職員が修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合は、勤務しない1時間につき、勤務1時間あたりの給与を減額する。

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

イ 研修の状況（平成18年度）

(1) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 研修体系



(a) 職員研修所研修の体系

・基本研修（各階層ごとに行う必須の研修）

階層の区分	研修名	研修目的
新規採用職員	新規採用職員研修（初・中・上級）	県職員として必要な基本的な能力や意識、知識を身につける。
	新規採用職員研修（看護職）	
中堅職員	吏員研修	中堅実務の適切な遂行に必要な能力を身につける。
	現業職員研修（現任）	
係長級職員	係長級研修	仕事の管理と部下の監督に必要な能力を身につける。
主査級職員	主査級研修	県民視点に立った業務遂行能力を身につける。
課長補佐級職員	課長補佐級研修	職場や職員の適切な管理に必要な能力を身につける。
課長級職員	課長級研修	行政目標に沿った組織管理能力を身につける。

・選択研修(職位に応じた応用的な能力について選択して履修する研修)

コース名	研修目的
政策形成コース	政策形成能力の向上
組織力向上コース	円滑な職場づくり
職務円滑推進コース	業務を円滑に行う能力の向上

・特別研修(時宜に応じたテーマを設定し履修する研修)

4 講座開講

b 研修の内容と実績(主なもの)

(a) 基本研修

研修名	研修の目的	対象者	研修内容	実績
				受講者数
新規採用職員研修 初中上級職	職員として公務員倫理、接遇、基礎教養を身につけるとともに、行政実務上必要となる基礎的知識を習得し、業務遂行能力の向上を図る。	初中級職採用者 上級職採用者	講話、県の組織と服務、福利厚生と健康管理、公務員倫理、行財政改革、ビジネスマナーの基本、情報セキュリティポリシー、議会、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント、行政対象暴力、文書事務・法制執務、地方公務員制度、地方自治制度、県の概況と県政の課題、出納、県の広報・広聴、情報公開・個人情報保護・行政手続制度、財政制度、男女共同参画社会、山形県の歴史と風土	91
係長級研修	監督者の役割としてリーダーシップとマネジメントの重要性を認識し、自覚と責任を身につけるとともに、担当業務を円滑に推進するための能力の向上を図る。	係長級昇任者	講話、公務員倫理、接遇、議会、予算、求められる行政のパブリシティ(看護職を除く)、県立病院の現状と今後の課題(看護職のみ)、行財政改革、男女共同参画における役付け職員の役割、メンタルヘルス、マネジメント	244
課長級研修	管理者としての役割を認識し、リーダーシップとマネジメント能力や人材育成能力など、管理職に求められる組織管理能力の向上を図る。	課長級昇任者	講話、職場に生かすアサーション、管理者の服務、クライシス・コミュニケーション、目標管理とリーダーシップ、人材育成と公平な評価、公民交流座談会	71

(b) 選択研修

研修名	研修の目的	対象者	研修内容	実績
				受講者数
政策形成能力向上講座	地方分権時代を担う人材を育成し、住民に信頼される政策を形成するため、政策形成の意義・考え方・パターンとプロセス、政策形成の方法とポイントなどを学び、政策形成能力を身に付ける。	吏員研修該当者以上	行政と政策形成、ビジョン型政策及び問題解決型政策の形成、政策形成の演習	45

地域マネジメント講座	地方自治体を取り巻く環境が大きく変貌しているなか、住民と協働していくことにより、的確に、また、効率的・効果的に、公共サービスを実現していくことが重要となってきたため、住民のニーズを把握し、住民に働きかけ、協力して県民福祉の向上を実現していく方策について学ぶ。	吏員研修該当者以上	協働とは、住民と行政の活動領域、自治体施策とマーケティング、わがまちのSWOT分析とアクションプラン（演習含む）	43
ファシリテーション実践講座	住民・市民団体等の集団との対話や、組織内部での話し合い等さまざまな場面で行われる話し合いを活性化し、より良い合意形成を引き出すとともに、参加者の納得性を高め、実施段階での参加意欲も高めるファシリテーションの考え方と実践的能力を身に付ける。	係長級研修該当者以上	ファシリテーションとは、場のデザインのスキル、対人関係のスキル、構造化のスキル、合意形成のスキル、明日からやれること	87
プレゼンテーション講座	会議や発表会において、相手にわかりやすく、説得力ある表現をするための技術を習得し、効果的なプレゼンテーション能力を身に付ける。	所属長の推薦する職員	プレゼンテーションの基本、聞き手を魅きつけるプレゼンテーション、プレゼンテーション演習、まとめ	44

(c) 特別研修

研 修 名	研 修 の 目 的	対 象 者	研 修 内 容	実 績
				受講者数
職場研修指導者育成講座	職場研修についての認識を深め、職場研修の効果的な推進に必要な能力の育成向上を図る。	職場研修を推進する立場にある職員	県職員育成基本方針及び職員研修概要について、職場研修の進め方	45
やまがた夢未来セミナー	県、民間企業職員相互の多様な見方、柔軟な発想と相互触発、交流を図りながら、「経営品質向上プログラム」を学び、社会環境と住民ニーズの変化に対応して自己革新が図れる組織体質づくりに向けた経営管理能力の向上を図る。	係長級以上	講義 「マネジメントの考え方の変化」、演習 「時代・環境の変化とその対応を考える」、演習 「明日の山形県のあるべきビジョンを構築し共有化する」、演習 「現在の地域社会問題の構造化と原因を考える」、講義 「経営品質向上の考え方とセルフアセスメント」、演習 「創造的提案を作る」	26

(注) 印は民間企業職員と合同

(ロ) 警察本部

a 研修の内容及実績(主なもの)

研修名	研修の目的	対象者	研修内容	実績
				受講者数
採用時教養 (警察官)	新たに採用された巡査に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた豊かな人間性をはぐくむとともに、地域警察活動に必要な基礎的知識、技能の確実な修得及び体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る警察官を育成する。	新規採用巡査	<ul style="list-style-type: none"> * 初任教養 職務倫理、専門的法学、地域警察活動の基本となる知識・技能、体育・術科等の教養 * 職場実習 警察署における実践教養 * 初任補修教養 初任教養の内容を総合的に発展進化させた教養 	67
採用時教養 (一般職員)	新たに採用された一般職員に対し、真に職責を自覚させ、使命感を培い、円満な良識と幅広い常識を兼ね備えた豊かな人間性をはぐくむとともに、警察活動に必要な基礎的知識、技能の確実な修得及び体力・気力の錬成を図り、もって適正に職務を遂行し得る一般職員を育成する。	上級、初級新規採用職員	<ul style="list-style-type: none"> 職務倫理 法学 基本実務 専門実務 体育・術科等 	9
昇任時教養	昇任するそれぞれの階級に応じた能力並びに職務遂行に必要な知識、技能、体力、判断力及び行動力を養成する。	巡査部長又は警部補に昇任し、又は昇任予定の警察官	昇任するそれぞれの階級に必要な能力、知識及び技能	41
部門別任用時教養	生活安全、刑事、交通及び警備部門に警察官を任用する前に、当該職種又は職務に必要な専門的知識及び技能を修得させる。	生活安全、刑事、交通及び警備の各部門への任用候補者	新たに任用される部門に必要な基礎的知識及び技能	27
各種専科教養	特定の分野に関し、各々の特定分野に必要な専門的知識及び技能を修得させる。	特定の各分野を担当する警察官又は一般職員	個々の分野で必要とされる専門的知識及び技能	300

(注) その他、警察大学校、管区警察学校等においても昇任時教養研修をはじめ、より専門的な専科教養研修、語学教養等職務執行に必要な各種教養研修が行われています。

(八) 教育委員会
a 研修体系

『第5次山形県教育振興計画』に基づいた教員研修体系イメージ

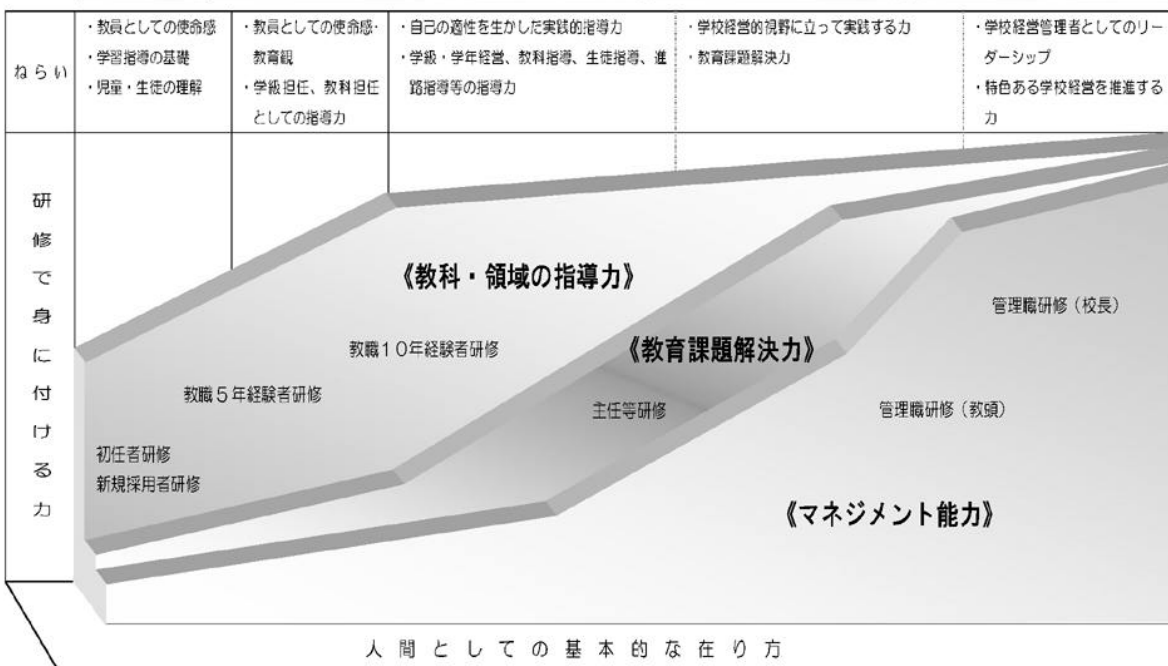
平成16年9月

5教員で
目指す
教員の
資 質

信頼され、尊敬される教員

- 1 自らが学び続ける
- 2 児童生徒への深い共感と洞察力をもつ
- 3 学校づくり、地域づくりの主体として行動する
- 4 よき社会人としての資質を高める

経験年数	5年	10年	20年	30年
段 階	実践的指導力の養成	実践的指導力の向上・充実	実践的指導力の深化・発展	学校経営力の向上・充実



b 研修の内容と実績（主なもの）

研 修 名	研 修 の 目 的	対 象 者	研 修 内 容	実 績
				受講者数
初任者研修（小・中、特殊、高校）	実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させ、教科・領域に関する基礎理論の習得及び指導技術の向上	新採教員	* 学び続ける教師 * 教科指導、領域指導等	122
教職5年経験者研修（小・中、特殊、高校）	教員として必要な使命感と教育観の確立を図るとともに学習指導生徒指導を中核として専門的な知識と技能を深め、教員としての資質向上と指導力の向上	教員	* これからの教師に求められる新しい指導力 * 教科指導、領域指導等	91
教職10年経験者研修（小・中、特殊、高校）	円滑かつ主体的に実施できるように研修の趣旨を理解するとともに、広い視野から教員としての資質と指導力の向上	教員	* 中堅教員に求められる指導力 * 各自の課題研修 等	183

新規採用校長研修・教員倫理研修	学校経営や教育課題の研修を通し、校長としての自覚とリーダーシップの涵養を図るとともに、特に教職員の倫理観・使命感を高める学校経営について研修を深める	新採校長	* 県教育長講話 * 教育関係法規 等	54
新規採用教頭研修・教員倫理研修	学校経営や教育施策及び解決が急務になっている教育課題並びに倫理観を高める教職員管理の在り方についての研修を通し、教頭としての自覚と資質の向上	新採教頭	* 県教育次長講話 * 校種別部会(演習討議)等	56
学校運営基礎講座	高等学校の校務に必要な専門的事項について研修を行い、校務運営に携わる教員の見識と指導力の向上	高校の校務を中心となって推進する立場の教員	* 校務運営上の法的根拠 * これからの高校教育について等	32
大学院研修	現職教員としての資質の向上と指導力の充実	教員	* 県教育課題に関連する個々のテーマに基づく研修	27
長期研修	現職教員としての資質の向上と指導力の充実	教育職員	* 県教育課題に関連する個々のテーマに基づく研修	20
長期社会体験研修	教員の対人関係能力の向上、意欲や指導力の向上、視野の拡大	教育職員	* 社会教育施設及び民間企業における実習	6
中央研修	各地域の中核となる校長・教頭等の育成	校長・教頭・指導主事・中堅教員	* 教育課題の明確化と解決のための知識・技能の習得に関する講義及び演習	26

□ 勤務成績評定制度の概要

(イ) 全部局共通

a 昇給の場合

毎年1月1日現在において、所属長が、原則として各職員の前1年間の勤務成績を判定し、その結果、昇給の可否を決定している。

b 昇格の場合

昇任の時期または昇格基準を満たした時期に、所属長が、各職員の当該職務の級に在級している全期間の勤務成績を判定し、その結果、昇格の可否を決定している。

(ロ) 警察本部

前年の1月1日から12月31日までの各職員の勤務成績について毎年1月1日現在で評定を実施し、異動、昇任等に反映させている。

(ハ) 教育委員会

教職員の人事管理を適正にし、教育の効果を上げるため、各教職員ごと11月1日に所属長が原則として各教職員の1年間の勤務成績を評定する。

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

イ 職員の福利厚生事業の概要（平成18年度）

(1) 知事部局等（企業局、病院事業局、議会事務局及び各種行政委員会事務局を含む。）

a 保健事業の概要（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	定期健康診断 ・問診 ・身長、体重、視力、聴力 ・心電図検査 ・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査	県
	生活習慣病健康診断 ・胃がん検診（原則40歳以上の希望者） ・大腸がん検診（40歳以上の希望者） ・肺がん検診（50歳以上の希望者） ・婦人科検診（子宮がん検診（20歳以上の希望者）） ・ 同 （乳がん検診（41歳以上の奇数年齢の希望者））	県
人間ドック	指定型（50歳の職員） 準指定型（45歳、55歳、退職予定の希望する職員） 上記以外（35歳以上で希望する職員） 全て1泊2日	県 共済組合
メンタルヘルスケア	メンタルヘルス相談（職員診療所内での心療内科医師等による面接、電話相談 月2回） はーとふる相談（県内4ブロックの外部医療機関等による面接、電話相談 随時） 職場復帰支援事業（所属長、メンタルヘルスコординーター、保健師等で構成するサポートチームによる職場復帰のための支援活動） メンタルヘルス研修（管理監督者（課長、課長補佐級）向けセミナー、一般職員向け研修 等）	県 共済組合

b 給付事業の概要（主なもの）

事項	共済組合	互助会
職員が病気やけがをしたとき	1. 医療機関等に支払うもの 法定給付の額 2. 職員に支給するもの 高額療養費 一部負担金払戻金 入院附加金 等	会員療養給付金 長期療養見舞金
職員が出産したとき	出産費 平成18年9月30日まで 最低300,000円 平成18年10月1日から 定額350,000円 出産費附加金 30,000円	出産祝金 30,000円
職員が死亡したとき	埋葬料 平成18年9月30日まで 最低100,000円 平成18年10月1日から 定額 50,000円 弔慰金 遺族共済年金	弔慰金 300,000円 遺児育英資金 100,000～300,000円

c 貸付事業の概要（主なもの）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	万円 1,800	% 2.26	共済組合
在宅介護対応住宅加算	万円 300	% 2.00	

（注） 共済組合とは地方職員共済組合を、互助会とは山形県職員互助会をいいます。

(D) 警察本部

a 保健事業の概要（主なもの）

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	定期健康診断 ・問診・身長、体重、視力、聴力・心電図検査・眼底検査 ・尿検査・血圧測定・血液検査・胸部エックス線検査	県 共済組合
	生活習慣病健康診断 ・胃がん検診（35歳以上の職員） ・大腸がん検診（35歳以上の職員） ・肺がん検診（50歳以上で喫煙指数600以上の職員） ・腹部超音波検査（35歳以上の職員） ・婦人科検診（子宮がん検診（20歳以上の希望者）） ・同（乳がん検診（41歳以上の奇数年齢の希望者））	県 共済組合
人間ドック	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳の希望者 全て1泊2日	互助会
メンタルヘルスケア	部外カウンセラー相談（県内4ブロックの外部医療機関等による 面接、電話相談 随時） 電話健康相談（共済組合本部の全国統一事業 健康・病気等に関する 電話相談） 心の相談ダイヤル（共済組合本部の全国統一事業 メンタルヘルス に関する電話相談） メンタルヘルス研修（管理監督者（次長等）向けセミナー 一般 職員向けセミナー）	共済組合 互助会

b 給付事業の概要（主なもの）

事項	共 済 組 合	互 助 会
職員が病気やけがをしたとき	1. 医療機関等に支払うもの 法定給付の額 2. 職員に支給するもの 高額療養費 一部負担金払戻金 等	長期療養見舞金
職員が出産したとき	出産費 平成18年9月30日まで 最低300,000円 平成18年10月1日から 定額350,000円 出産費附加金 第1子 30,000円 第2子 60,000円 第3子以降 100,000円	出産祝金 20,000円
職員が死亡したとき	埋葬料 平成18年9月30日まで 最低100,000円 平成18年10月1日から 定額 50,000円 埋葬料附加金 弔慰金 遺族共済年金	弔慰金 300,000円 遺児育英金 300,000円

c 貸付事業の概要(主なもの)

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住宅貸付	万円 1,800	% 2.38	共済組合
介護住宅貸付	万円 300	% 2.12	

(注) 共済組合とは警察共済組合を、互助会とは山形県警察職員互助会をいいます。

(ハ) 教育委員会

a 保健事業の概要(主なもの)

事業名	事業の概要	実施主体
健康診断	定期健康診断 ・問診 ・身長、体重、視力、聴力 ・心電図検査 ・尿検査 ・血圧測定 ・血液検査 ・胸部エックス線検査	県
	生活習慣病健康診断 ・胃がん検診(原則40歳以上の希望者) ・大腸がん検診(40歳以上の希望者) ・肺がん検診(50歳以上の希望者) ・婦人科検診(子宮がん検診(希望者)) ・同 (乳がん検診(40歳以上の偶数年齢の希望者))	県 共済組合
人間ドック	優先型(40歳、50歳の希望する職員) 希望型(35歳以上で希望する職員) 1泊2日及び2泊3日	県 共済組合
メンタルヘルス対策事業	メンタルヘルス相談 ・職員診療所内での心療内科医師等による面接、電話相談 月2回 ・県内4地区の外部医療機関等による面接、電話相談 随時 教職員健康相談24 共済組合本部の全国統一事業として24時間・年中無休で電話相談を受付 面接によるカウンセリング相談 共済組合本部の全国統一事業として全国のカウンセリングルームでの予約制面接相談を受付 メンタルヘルスセミナー 管理監督者(校長、教頭、養護教諭、所属所長、庶務担当者等)を対象としたセミナーの開催(最上地区・置賜地区で開催)	県 共済組合

b 給付事業の概要(主なもの)

事項	共済組合	互助会
職員が病気やけがをしたとき	1. 医療機関等に支払うもの 法定給付の額 2. 職員に支給するもの 高額療養費 一部負担金払戻金 入院附加金 障害共済年金 等	会員療養見舞金
職員が出産したとき	出産費 平成18年9月30日まで 最低300,000円 平成18年10月1日から 定額350,000円 出産費附加金 定額 50,000円	出産祝金 50,000円

職員が死亡したとき	埋葬料 平成18年9月30日まで 最低100,000円	埋葬料 50,000円 遺児激励金 100,000～300,000円
	平成18年10月1日から 定額 50,000円 埋葬料附加金 定額 25,000円 弔慰金 遺族共済年金	

c 貸付事業の概要（主なもの）

貸付の種類	最高限度額	貸付利率	実施主体
住 宅 貸 付	万円 1,800	% 2.26	共済組合
在宅介護対応住宅加算	万円 300	% 2.00	

（注）共済組合とは公立学校共済組合を、互助会とは山形県教職員互助会をいいます。

ロ 公務災害補償の状況

(イ) 公務災害の認定状況 (件)

	平成17年度	平成18年度	増 減
公 務 災 害	283	244	39
通 勤 災 害	9	7	2
計	292	251	41

(ロ) 補償と福祉事業の状況 (円)

	平成17年度	平成18年度	増 減
補 償（注1）	159,915,040	110,737,980	49,177,060
福祉事業（注2）	54,045,538	17,012,290	37,033,248
計	213,960,578	127,750,270	86,210,308

（注）1 補償とは、地方公務員災害補償法に基づき被災職員の権利として支給されるもので、療養補償費、障害補償年金・一時金、遺族補償年金・一時金などがあります。

2 福祉事業とは、労働者災害補償保険法での「特別支給金」に相当するもので、いわゆる付加給付、アフターケア、遺族（就学児）に対する奨学援助金などがあります。

2 条例第3条に基づく人事委員会の業務の報告

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

職員の任用は、地方公務員法第15条の規定により、受験成績、勤務成績その他の能力の実証に基づいて行うものとされている。この成績主義の原則に基づき、職員の採用は平等公開の競争試験又は選考により行っている。また、職員の昇任についても勤務実績に基づく選考により行っている。

イ 平成18年度競争試験の状況

種類	区分	申 込 者	受 験 者 (a)	合 格 者		倍 率 (a/b)
				1 次	最終 (b)	
大学卒業程度		890人	726人	88人	48人	15.1倍
短大卒業程度		33人	28人	11人	7人	4.0倍
高校卒業程度		271人	247人	28人	9人	27.4倍
警察官		760人	652人	316人	111人	5.9倍
合 計		1,954人	1,653人	443人	175人	9.4倍

□ 平成18年度選考の状況

区 分	合 格 者
採 用 選 考	232人
昇 任 選 考	656人

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

この制度は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、人事委員会は、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告を行うこととされていることから、毎年、県議会議長及び県知事に対し行っているものである。

平成18年度においては、10月6日に、県議会議長と県知事に対し期末・勤勉手当の引下げ並びに管理職手当及び扶養手当の改定等を内容とする下記の事項について勧告及び報告を行っている。

イ 勧告の内容

本年の給与改定の内容

管理職手当及び扶養手当については、人事院が国家公務員について勧告した内容等に準じて改定すること及び期末・勤勉手当については、0.2月分引下げすること。

(イ) 給 料 表

現行の給料表については、改定を行わないこと。

(ロ) 管理職手当

定率で支給している管理職手当を、給料表別・職務の級別・手当区分別の定額制とすること。

(ハ) 扶養手当

配偶者以外の3人目以降の扶養親族に係る手当額を上げる（5,000円 6,000円）こと。

(ニ) 期末・勤勉手当

年間の支給月数を県内民間の特別給の支給状況に合わせ4.20月分とすること。ただし、平成18年度は年間支給月数を4.30月分とすること。

(ホ) 実施時期

公布日の属する月の翌月の初日から実施すること。

管理職手当及び扶養手当については、平成19年4月から実施すること。

□ 報告の内容

(イ) 給与決定の諸条件

a 公民給与の較差

本委員会は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の566事業所のうちから、無作為に抽出した132事業所について職種別民間給与実態調査を行った。

その結果、本年4月における職員給与と民間給与との較差は次のとおりであった。

民間給与	職員給与	較 差	
		金 額	比 率
376,101円	394,650円	18,549円	4.70%

（行政職給料表適用者平均年齢42.7歳。なお、特例条例による管理職手当の減額措置がないものとした場合の額を基礎として算出している。）

(注) 公民給与の比較

公民給与の比較は、精密な比較を行うため、単純な平均給与額によるのではなく、県職員と民間従業員に実際支払われた4月分給与（ペア中止、賃金カット等の状況も反映）をもとに、職種、職位、学歴、年齢など給与決定要素を同じくする者同士を比較する方法により行った。なお、本年は、公民比較を行う民間事業所の企業規模を100人以上から50人以上に改めている。

b 国家公務員との給与比較

平成17年4月における国の行政職俸給表（一）適用者とこれに相当する職務に従事する本県職員の給与水準について、学歴・経験年数別のラスパイレース方式で比較すると、国家公務員を100とした本県職員の指数は100.5となっている。

(ロ) その他の報告事項

a 特殊勤務手当等について

特殊勤務手当等については、国及び他の都道府県でも見直しが進められており、本県においても、社会情勢や業務内容の変化、技術の進展等を踏まえ全体的な見直しを図るための検討を進める必要がある。

b 能力・実績に基づく人事管理について

地方行政の効率的かつ適正な運営を確保するために、職員の能力・実績に基づく人事管理制度の確立が求められている。

昨年の報告では、実効ある評価制度を早期に構築することの必要性和、制度設計の基本的な考え方や留意点について述べたところである。

本県においては、現在、各任命権者において評価制度を試行又は実施しているところであるが、これらについては、職員の意見を広く聴取する等して検証を行い、国及び他の都道府県の人事評価制度の動向にも留意しつつ、制度構築に向けた取組みを進めていく必要がある。

本委員会としても、任命権者と情報交換を行いながら、昨年の報告で述べた基本的な考え方や留意点が反映された制度となるよう検証を行っていく。

c 総実勤務時間の短縮について

職員の総実勤務時間の短縮については、これまでの取組みにより一定の成果が認められるものの、昨年度については、超過勤務が増加し特定の部署に偏る傾向が見られた。今年に入ってこの傾向は是正されつつあるが、管理監督者においては、長時間勤務が心身の健康に及ぼす影響等を十分考慮し、職員の業務内容及び勤務時間のより一層適正な把握及び管理に努め、公務能率の向上と超過勤務の縮減を図るとともに、心の健康の保持増進に留意し、引き続き、年次有給休暇の計画的な取得を促進する必要がある。

d 職業生活と家庭生活の両立支援について

次世代育成支援が社会全体で強く要請されている中、本県においても職業生活と家庭生活の両立のための支援策として育児休業や休暇制度の拡充等が図られているところであるが、特に男性職員によるこれら制度の積極的な利用が促進されるよう、意識啓発等の取組みを進めるとともに、今般人事院が意見の申し出を行った「短時間勤務制度」等の導入については、国の法改正の動きにも留意し、適切な措置を講ずるよう努める必要がある。

八 勧告の取扱い

実施時期を含めて、勧告どおりの給与改定が実施された。

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものである。

平成18年度処理状況

平成17年度末 係属件数	平成18年度中 要求件数	平成18年度中処理件数		平成18年度末 係属件数
		却 下	判 定	
0	0	0	0	0

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示を行うものである。

平成18年度処理状況

平成17年度末 係属件数	平成18年度中 申立件数	平成18年度中処理件数		平成18年度末 係属件数
		却 下	判 定	
2	0	0	0	2

平成19年 9 月28日印刷
平成19年 9 月28日発行

発行所 山 形 県 庁
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21
印刷所 坂部印刷株式会社
印刷者 坂部 登
電話 山形(631)2057 (631)2056